

〈専門員〉に手当として技術的に支給するのではなく

管理職の仕事をさせるなら管理職に任命せよ

5月17日提出の過半数代表の意見書

〈規程等改正(案)〉

国立大学法人三重大学特殊勤務手当支給細則

〈改正の概要〉

技術長等手当については、自然科学系技術部及び生物資源学研究科紀伊・黒潮生命地域フィールドサイエンスセンターの技術長等の業務に従事している技術専門員に支給しているところである。

工学部・工学研究科技術部については、給与の昇格を伴う技術長及び技術長補佐2名の体制であったが、昨年度末に技術長及び技術長補佐1名が定年退職となった。

今年度についてはその後任を補充せず、技術長補佐1名の体制であり、技術専門員2名に技術長補佐の業務に従事させていることから、技術長等手当を支給出来るよう改正を行うものである。

工学部・工学研究科技術部において、技術専門員2名に技術長補佐の業務に従事させている以上、給与面での措置を講じることは当然である。しかしながら、今回の提案が後任不補充を前提としたものとなっており、したがって、技術長補佐3人体制という異常事態を固定化することに繋がりかねないことについては懸念を抱かざるを得ない。そこで、後任補充が滞りなく行われ、異常事態が解消されるよう、工学部・工学研究科技術部の意向も十分に踏まえてすみやかに善処されることを強く求める。

国立大学法人三重大学上浜地区事業場

過半数代表 秋元ひろと

(選出の方法：選挙により選出された代議員による互選)

○人文学部(教員)職域からの意見

……そもそも技術長に就任するに際しては、三重大学自然科学系技術部規程5条に基づき「技術職員をもって充て」、「技術部長が命ずる」とされ、そこで任命された技術長は同2項でその資格として、「極めて高度の専門的知識・技術等に基づき、特に困難な業務を担当するとともに、技術部長を補佐し、技術部の業務を総括・整理し、技術職員に対し、技術的な指導・育成等を行う」とされる。さらにその任期も同3項に基づいて「2年とし、再任はできない」とされる。

同様に技術長補佐についても、就任するに際しては、三重大学自然科学系技術部規程6条に基づき「技術職員をもって充て」、「技術長の推薦を受けて技術部長が命ずる」とされ、そこで任命された技術長補佐は、同2項でその資格として、「技術長を補佐し、研修・育成担当及び社会貢献・広報担当を置き、技術部のグループ業務を分担して総括・整理し、技術職員に対し、技術的な指導・育成等を行う」とし、さらにその任期も同3項で「技術長補佐の任期は1年とし、再任はできない」とされている。

問題はこのような技術長および技術長補佐について、上記のような便宜的なとりあつかいが許されるのか、ということである。

人事労務チームは、今回について言葉の正しい意味で現状に適合するように「便宜的に」対応したものと思われる。しかしながら、上記の技術長および技術長補佐の任務に鑑みて、このようなとりあつかいには疑義があるというべきである。

すなわち、人事労務チームの提案は、上記でいう技術長および技術長補佐という、本来的に「極めて高度の専門的知識・技術等に基づき、特に困難な業務を担当する」(技術長)能力や、または「技術職員に対し、技術的な指導・育成等を行う」(技術長補佐)能力を有することが求められる者でなければ負わせることができないとされている職務を、いまだにこれらの能力についての評価をうけていない者に対して、まさしく便宜的に負わせようとするものである。

これらの管理職についていない技術職員について、人事労務チームはどのようにしてその資格・能力を判断しようとするのであろうか。むしろこれらの事態が発生した場合、空席を設けるのではなく、ただちに上記の規程に基づく資格要件を判断して、技術長・技術長補佐を任命させるというのが本来の筋である。ましては技術長については2年、技術長補佐については1年と任期が限定されていることに鑑みても、そこにさしたる問題はないはずである。

それをわざわざ今回のようなかたちで労働基準法89条に基づく就業規則改正手続をふむほどの位置づけをしたうえで実施するというのであれば、むしろそこに何らかの意図を感じざるをえない。

今回のこのようなとりあつかいは、ひいては恣意的な人事を招くものとして、過半数代表者は強く反対したい。

以上